

提供年月日：令和2年(2020年)7月31日
 部局名：総務部
 所属名：市町振興課
 担当名：財政係
 担当者名：中村、青木、佐藤、桑山、寺本
 内線：3235
 電話：077-528-3235
 E-mail：bh0003@pref.shiga.lg.jp

令和2年度普通交付税等(市町分)の額の決定について

令和2年度に交付される普通交付税等の額が、7月31日総務省において決定されました。

I 交付決定額等の状況

《普通交付税＋臨財債》

対前年度で、**29億3,488万2千円の増額**（+3.3%）（全国市町村分+0.2%）

〈普通交付税のみでは、**14億498万3千円の増額**（+1.9%）（全国市町村分+0.9%）〉

（単位：千円、%）

区分	令和2年度(A)	令和元年度(B)	増減(A)-(B)	伸率	全国伸率
普通交付税額	74,861,273	73,456,290	1,404,983	1.9	0.9
臨時財政対策債	17,817,747	16,287,848	1,529,899	9.4	▲3.6
合計	92,679,020	89,744,138	2,934,882	3.3	0.2
地方特例交付金	1,754,196	1,560,864	193,332	12.4	12.4

- 注 1 数値は県内市町の合計です。
- 2 臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行することができるもので、基準財政需要額から振り替えられて算定され、その算定額は発行可能額を示しています。
 なお、これにかかる元利償還金は、翌年度以降、基準財政需要額に全額算入されます。
- 3 地方特例交付金は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別控除の実施による減収を補填するために交付されるものです。
 なお、令和2年度においても、自動車税の環境性能割および軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するため、自動車税減収補填特例交付金および軽自動車税減収補填特例交付金が交付されます。
- 4 普通交付税および臨時財政対策債の全国伸率は、各年度の不交付団体を除いた交付団体の市町村分の集計です。

II 交付決定額等のポイント

下記の理由から、基準財政需要額（臨時財政対策債振替前）の増加が基準財政収入額の増加を上回ったため、普通交付税および臨時財政対策債の総額が7年ぶりに増加した。

(1) 基準財政需要額・基準財政収入額[財源不足団体の状況]

《基準財政需要額》（臨時財政対策債振替前）

対前年度で 111 億 3,221 万 7 千円の増額 (+4.0%)

【主な増要因】

- ・その他教育費および社会福祉費の増（幼児教育・保育の無償化等に伴う増）
- ・地域振興費の増（合併算定替終了（5市）等に伴う増）
- ・地域社会再生事業費の創設（皆増）

【主な減要因】

- ・包括算定経費の減（合併算定替終了（5市）等に伴う減）
- ・合併算定替の段階的な縮減に伴う減（5市町）

《基準財政収入額》

対前年度で、 82 億 9,868 万円 5 千円の増額 (+4.4%)

【主な増要因】

- ・地方消費税交付金の増（消費税率引上げおよび前年度 11 月末日が土曜日であったことによる、交付時期の今年度へのずれ込み等による増）
61 億 8,850 万 3 千円の増額 (+30.4%)
- ・法人事業税交付金の創設
15 億 6,553 万 5 千円の増額(皆増)
- ・市町村民税（所得割）の増（納税義務者数の増加に伴う増）
11 億 6,268 万 1 千円の増額 (+1.9%)
- ・固定資産税（償却資産）の増（設備投資に伴う増）
10 億 4,604 万 5 千円の増額 (+6.2%)

【主な減要因】

- ・市町村民税（法人税割）の減（調定実績の減および法人住民税法人税割の税率引き下げ等に伴う減）
24 億 9,122 万 3 千円の減額 (▲22.7%)

(単位：千円、%)

区 分		令和2年度(A)	令和元年度(B)	増減(A)-(B)	伸率	全国伸率 (市町村分)
基準財政需要額	個別算定経費(a) ((b)、(c)、(d)、(e)除く)	218,528,625	212,256,826	6,271,799	3.0	2.1
	地域の元気創造事業費(b)	3,567,490	3,484,474	83,016	2.4	6.4
	人口減少等特別対策事業費(c)	4,067,388	4,020,809	46,579	1.2	0.2
	地域社会再生事業費(d)	2,309,352		2,309,352	皆増	皆増
	公債費(e)	33,502,169	32,662,901	839,268	2.6	▲1.1
	包括算定経費(f)	30,876,166	32,761,075	▲1,884,909	▲5.8	3.6
	合併算定替縮減額(g)	▲3,819,063	▲7,286,175	3,467,112	47.6	
	基準財政需要額(臨財債振替前) (h)=(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)	289,032,127	277,899,910	11,132,217	4.0	
	臨財債振替相当額(i)	17,817,747	16,287,848	1,529,899	9.4	▲3.6
	錯誤措置額(j)	103,982	26,654	77,328	290.1	
合計(h)-(i)+(j)	271,318,362 (289,136,109)	261,638,716 (277,926,564)	9,679,646 (11,209,545)	3.7 (4.0)	3.1 (2.7)	
基準財政収入額	196,282,212	187,983,527	8,298,685	4.4		
錯誤による増減額	36,265	2,039	34,226	1,678.6		
基準財政収入額(錯誤含む)	196,318,477	187,985,566	8,332,911	4.4	4.2	

※令和2年度の財源不足団体について、対前年度との増減、伸び率を算出している。

※()は臨財債を含んだ額

(2) 市町別普通交付税+臨財債および交付・不交付の状況(詳細は別紙のとおり)

①不交付団体

○ 不交付団体は1団体(昨年度は2団体)

竜王町：平成30年度から3年連続

※栗東市：昨年度は不交付団体、今年度は交付団体

②交付団体

○ 17団体において普通交付税+臨財債が増加、1団体において減少

栗東市：平成30年度以来2年ぶりに交付

※幼児教育・保育の無償化に伴い、その他の教育費、社会福祉費(基準財政需要額)が増加したこと等による。

○普通交付税+臨財債において増減率の高い団体

★交付税額等の増加率の高い3団体

①多賀町(+26.4%) +221百万円

②草津市(+19.8%) +280百万円

③守山市(+17.4%) +438百万円

★交付税額等の減少した団体(1団体のみ)

①湖南省(▲4.1%) ▲125百万円

(3) 「その他の教育費」および「社会福祉費」の増

- 幼児教育・保育の無償化に係る経費の措置について、「その他の教育費」および「社会福祉費」において、その地方負担全額を基準財政需要額に算入（全国 5,400 億円程度）
- 保育所・幼稚園の子どもの数等に無償化の内容、定員規模等を踏まえた一人当たりの単価を乗じることで、各団体の需要額を算定
- 本県内市町において、それぞれ「その他の教育費」約 158 億 6,300 万円、「社会福祉費」約 433 億 9,800 万円の需要額を算定
（昨年度比で「その他教育費」：約 19 億 1,200 万円、「社会福祉費」：約 33 億 8,300 万円）

(4) 「地域社会再生事業費」の創設に伴う交付税の算定

- 地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定する「地域社会再生事業費」（全国 4,200 億円程度）を創設
- 算定額は、人口を基本とした上で、それぞれ 1/2 程度を「人口構造の変化に応じた指標」、「人口集積の度合に応じた指標」を用いて算定
- 本県内市町においては、約 23 億 9,100 万円の需要額を算定

(5) 市町村合併に伴う合併算定替の段階的縮減

- 過去に合併した 10 市町のうち、5 市町が合併算定替を適用（R2 年度が最終年度）
（大津市、長浜市、東近江市、米原市、愛荘町）
合併算定替による交付基準額の増加額は、約 +7 億円
- 合併算定替の額は段階的に縮減される（合併算定替の縮減による影響額（交付基準額）約 ▲38 億円）
- 残り 5 市については、合併算定替終了に伴い一本算定を適用（R 元年度が最終年度）
（近江八幡市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市）

※合併算定替：旧合併特例法に基づく合併の場合、合併後 10 カ年度（さらに 5 カ年度は激変緩和措置）、合併新法に基づく合併の場合、合併後 5～9 カ年度（さらに 5 カ年度は激変緩和措置）は、合併がなかったものと仮定して算定した普通交付税の額が保障されます。

合併算定替の段階的な縮減のイメージ

